

京都市訓令甲第21号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第1条中「等が行う」を「が行う」に改める。

第4条第1項表以外の部分中「地域水道課長」を「地域事業課長，北部特環担当課長」に，「水道法第3条第1項に規定する水道で，給水人口が5,000人以下であるものにより，浄水を供給する事業」を「京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則第1条第1項各号列記以外の部分に規定する地域水道事業」に，「京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道に係る事業」を「同項各号列記以外の部分に規定する特定環境保全公共下水道事業」に，「及び工事担当室の」を「の部長並びに工事担当室の室長及び」に改め，「工事担当課の課長」の右に「及び工事担当室の工事を担当する担当課長」を加え，「同表中」を「同表専決者の欄中」に改め，同項の表中「及び工事担当室の」を「の部長並びに工事担当室の室長及び」に改め，「工事担当課の課長」の右に「及び工事担当室の工事を担当する担当課長」を加え，「地域水道課長」を「地域事業課長，北部特環担当課長」に改める。

附 則

この訓令は，平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)